

仕 様 書

公益財団法人 東京観光財団

1 件名

令和5年度ニューヨーク市との相互観光PRに伴う運營業務委託

2 契約期間

令和5年9月15日から令和6年3月31日まで

3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

4 事業目的

東京の友好都市であるアメリカ合衆国・ニューヨーク市はアメリカの中でも有数の観光市場でありかつトレンドの発信地としても有力な都市である。ニューヨーク市からより多くの旅行者を獲得していくためには、東京としてより一層強い観光の魅力の発信が必要である。

そこで、ニューヨーク市から提供された広告媒体を活用し、現地市民及び現地を訪れた観光客に対して、東京の観光の魅力をPRする広告を掲出することで、訪都旅行者の増加を図る。また、東京において、ニューヨーク市に都内の広告媒体を提供し、ニューヨーク市の観光の魅力をPRする広告を掲出することで、ニューヨーク市への旅行者の増加を図る。このように、各都市の一般市民及び現地を訪れた外国人観光客に対して相互に観光PRを実施し、両都市の認知度向上、旅行者誘致を図る。

5 全体運営

(1) 実施コンセプト

都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、ブランドコンセプトを定めた。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとしたアイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）に込められたメッセージを理解し、本事業におけるプロモーションと齟齬のないようにすること。

【アイコンとキャッチフレーズについて】

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07.html>

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodou.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【アイコン公式WEBサイト】

<https://tokyotokyo.jp>

(2) アイコンの活用について

本仕様書にて規定する制作物については、特に指定のない限り、原則としてアイコンを使用したデザインとする。

(3) 実施体制

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、実施体制を明確化すること。

(4) 進捗状況の管理

広告制作、校正確認、印刷、納品等、全体スケジュールを策定すること。また、履行に当たり、進捗状況を綿密に報告し、TCVB と常に協議、調整をしながら業務を進行すること。

6 委託内容

(1) 全体について

- ア 受託者は、東京・ニューヨーク両都市の相互 PR のため、次の事業を実施すること。
 - (ア) ニューヨーク市内における東京の広告掲出
 - (イ) 東京都内におけるニューヨーク市の広告掲出
 - (ウ) 相互の広告掲出に関する調整業務
 - (エ) (ア) (イ) (ウ) に関する報告
- イ スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、TCVB の承認を得ること。
- ウ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。
- エ 事業完了後、速やかに報告書を作成し TCVB に提出すること。
- オ 受託者は、本事業の目的に基づきニューヨーク市の一般市民に対して、旅行目的地としての東京の魅力が的確に伝わるよう事業を遅滞なく実施すること。
- カ 実施にあたっては、事前に両都市の広告媒体及び広告掲出施設について掲出場所、広告のサイズ、数量、掲出方法等の広告掲出に必要な項目を確認したうえで行うこと。
- キ 相互の観光 PR を円滑に行うため、東京都交通局、ニューヨーク市およびニューヨーク市が提供する広告媒体及び広告掲出施設等の関係者と連絡調整を行うこと。
- ク 東京都はニューヨークにおいて、旅行者誘致のセールス拠点として東京観光レップを設置している。受託者は必要に応じて東京観光レップと情報共有を行うこと。

(2) ニューヨーク市内における東京の広告掲出

ア 広告ビジュアルについて

掲出するクリエイティブに関しては、TCVB より提供するブランドビジュアル全4案を予定している。なお、最終的な掲出クリエイティブは、TCVB 及び東京都との調整によって確定しクリエイティブディレクターの監修・確認により変更が生じることもある。

イ 広告素材の入稿

- (ア) 受託後、ニューヨーク市が提供する広告媒体への掲出用として TCVB より提供する画像等の広告素材を、ニューヨーク市に入稿すること。その際、必要に応じて、ニューヨーク市が提供する広告媒体に合わせてレイアウトやリサイズ等の調整を行うこと。なお、広告の印刷・掲出作業はニューヨーク市が行うが、スケジュール確認、校正確認、現地での掲出確認等は受託者が行うものとする。入稿・レイアウト調整・リサイズ・現地での掲出確認等にかか

る費用は契約金額に含むこととする。また、広告の印刷・掲出作業及びそれに伴う費用、広告媒体の購入費用は、ニューヨーク市が負担する。

(イ) ニューヨーク市が提供する広告媒体及び掲出期間は、下記を想定している。なお、ニューヨーク市へは 2023年10月16日(月)までにデータ等を入稿すること。なお、各広告媒体の寸法などのスペックについては、別途指名通知後に配布する「ニューヨーク市提供広告媒体スペック」を参照すること。

①掲出時期(予定)：2023年12月11日(月)～2024年1月7日(日) 4週間

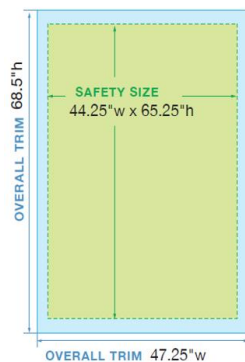
②掲出媒体(予定)：

・Link NYC (屋外、200万インプレッション到達まで掲出)

Link NYC：<https://www.link.nyc/>

・バスシェルター広告 (計50面想定)

<バスシェルターポスターサイズ>



ウ 入稿データ確認

入稿前にTCVBに内容確認を行い、その承認を受けた上で入稿作業を行うこと。なお、入稿した最終広告データはPDFで提出すること。

エ 掲出確認

広告媒体及び広告掲出施設において、受託者はニューヨーク市が行う広告掲出の確認を行うこと。

(3) 東京都内におけるニューヨーク市の広告掲出

ア 広告媒体の購入

(ア) 受託後、TCVBが指定するニューヨーク市提供用の広告媒体を購入すること。

なお、広告媒体は確保済み(仮予約済み)であり、購入する広告媒体及び期間は下記(イ)の通りである。

(イ) ニューヨーク市に提供する東京都内の広告媒体及び掲出期間は以下のプランで提案すること。

①掲出時期(予定)：2023年11月6日(月)～11月19日(日) 2週間

②掲出媒体(予定)：

・都営地下鉄車内液晶モニター(チカッ都ビジョン)

(路線名：大江戸線、新宿線、浅草線、三田線、時間：15秒)

・都営ステーションビジョン日比谷

(5柱16面のデジタルサイネージ 動画の場合、時間：10～120秒)

・広告付きバス停留所

(掲出場所：22箇所、サイズ：85インチ(1,058mm×1,878mm)、時間：12秒)

イ 広告素材の入稿

受託後、上記広告媒体の掲出用としてニューヨーク市が提供する広告素材を、媒体の仕様に合わせて、レイアウトやリサイズ等の調整、指定の記録媒体への収録及び広告の印刷等を行い、媒体社へ入稿すること。また、その費用を契約金額に含むこと。

ウ 広告料金の支払い

受託者は別途提供する上記媒体の広告料を各事業者へ支払うこと。なお、契約金額には各事業者への支払い費用が含まれるものとする。

(4) 実施報告

両都市で掲出した広告について、履行確認用の写真を撮影すること。また、両都市におけるすべての広告掲出の実施結果について、上記写真を含めて報告書にまとめ、TCVB へ提出すること。

7 完了報告と契約代金の支払いについて

契約代金の支払いについては、委託完了後に一括で行う。TCVB の承認をもって請求書を発行すること。提出物の形式等については、下記に従うこと。

(1) 業務完了届

別紙1「委託完了届」を提出すること

(2) 実施報告書

A4版縦、横書きカラーで作成し、電子データ（CD-RまたはDVD-R）3部を納品すること。

※目次、体裁、提出期限等はTCVBと協議のうえ決定する。

8 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVBと協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

9 作成物・成果物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、全てTCVBに帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVBが本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVBは事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

(4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめTCVBに通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(5) 上記(1)(2)(3)(4)の規定は、「8 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生

- した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
(6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

1 0 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

1 1 個人情報の保護

- (1) 別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」を遵守すること。
- (2) 本件における「個人情報」とは、
 - ア 本事業を遂行するために TCVB 及び受託者が収集・保管する情報のうち、本事業の活動を通じて得たもので、連絡や問い合わせ、連絡先/メールアドレスなど
 - イ TCVB 職員を含め、本事業の遂行の関係者の氏名/メールアドレス など
- (3) 本事業の遂行にあたり「8 第三者委託の禁止」により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が個人情報を扱う場合は、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。

また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

 - ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

1 2 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、TCVB と別途協議の上、処理すること。
- (2) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合のキャンセルチャージ等の条件を見積書に明記すること。
- (3) 廃プラスチックの発生を抑制するため、各プロモーションで使用する素材は可能な限りプラスチックを使用せず、やむを得ない場合は、再生プラスチックを利用する等、プラスチックの持続可能な利用に配慮した物品とすること。
- (4) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 秋山、今井
Email：akiyama@tcvb.or.jp/imai@tcvb.or.jp